ハラスメントをなくし、笑顔で働ける福祉職場を目指して

令和２年（ワ）第１７７号　地位確認等請求事件について
公平な裁判を求める要請書

福島地方裁判所　民事部　　御中　　年　　月　　日

私たちは、社会福祉法人しのぶ福祉会において行われた言動に対して、当事者の声をよく聞き、証拠をつぶさに検討して、一つの不正も見逃さず、すべての職員が安心して働ける職場環境改善とハラスメントの防止が図られるよう、福島地方裁判所に公正な裁判を求めます。

訴状によれば、次のような事実が記載されています。

９年前より業務執行理事によるパワハラが始まり、徐々にエスカレートしていきました。平成 30 年２月からはパワハラに２名が加わり（後に、法人の運営するあづまライフささや施設長、およびあづま授産所施設長となる）パワハラ調査を口実にした「意見報告書」が計４回とりまとめられ、法人経営に関する検討会でも原告たちの人格を否定する発言が繰り返し行われました。被告ら３名（業務執行理事と、あづまライフささや施設長および現あづま授産所施設長）は原告に対し、「目の届かない場所に永久に行ってほしい」「やる気もなく、実績もなく、賃金だけ高い職員」「金食い虫」「使い物にならない」「施設や法人を去ってもらって一向に差し支えない」「懲戒処分」「整理解雇」等々と述べ、それは職員の誰もが閲覧出来るパソコンにもアップされました。

さらに、支え合ってきた原告たちを配置転換によって切り離す、原告が叱責される様子を動画撮影する、就業規則に基づかない始末書を原告に提出させる、原告の仕事を取り上げる等々、執拗かつ巧妙なパワハラにより２人はうつ病を発症し（労基署は労災として認定）、１名は休職、もう１名は退職届を提出するまでに追い込まれました。原告２名は労働組合に相談・加入し、話合いによる解決を求め団体交渉を５回に渡り行いましたが、法人は、合理的理由に基づかないで、退職撤回を認めず「裁判で訴えて下さい」という態度で、労基署が労災認定をしても「原告の傷病が当法人の業務によって生じたものとは認識していません」と、極めて不誠実な対応でした。

訴状に記載された行為は、原告たちを組織的に排除しようとした不法行為であり、法人には労働契約法５条に基づく安全配慮義務違反が問われます。私たちは、この裁判に重大な関心を持っています。この裁判が原告の職場復帰と、“思いやりと笑顔があふれる福祉職場”へとつながりますよう、そして知的障がい者の福祉が向上されることを心から願っています。

氏　　名	住　　所

※署名をいただく皆様へ…記載頂いた住所・氏名は裁判所への提出以外には一切使用いたしません。

【取扱い団体】しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会　（福島県医労連内）
〒960-8061　福島市五月町 2-5　TEL　024-524-3677　FAX　024-524-3676